

平成25年度 第20回
青梅市教育委員会臨時会会議録

日 時 平成26年2月20日（木）午後1時30分
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

第20回青梅市教育委員会（臨時会）議事日程

会 期 平成26年2月20日（木） 1日間

場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

- 1 委員長開会および開議宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - (1) 教育長報告
- 4 協議事項
- 5 議案審議
議案第36号 青梅市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 6 委員長閉議および閉会宣言

教育長報告（再掲）

- 1 平成25年度教育費補正予算について
- 2 平成26年度教育費当初予算について
- 3 平成26年度小規模特別認定校制度による入学・転学状況について（総務課）
- 4 諸報告
 - (1) 事業等の実施予定について
 - ア 生涯学習事業実施予定について（社会教育課・文化課・中央図書館管理課）
 - (2) 事業等の実施結果について
 - ア 生涯学習事業実施結果について（社会教育課・文化課・中央図書館管理課）

協議事項（再掲）

- 1 第五次青梅市生涯学習推進計画（案）について（社会教育課）
- 2 青梅市社会教育委員の設置に関する条例の一部改正について（社会教育課）
- 3 青梅市無形民俗文化財保存伝承奨励報償金支給要綱の一部改正について（文化課）
- 4 青梅市文化財保存事業費補助金交付要綱の一部改正について（文化課）
- 5 組織改正等に伴う関係教育委員会規則等の整備について（総務課）

| | | |
|------|----------|------|
| 出席委員 | 教育委員会委員長 | 岡本昌己 |
| | 教育委員会委員 | 中村洋介 |
| | 教育委員会委員 | 手塚幸子 |
| | 教育委員会委員 | 小野具彦 |
| | 教育委員会委員 | 岡田芳典 |

| | | |
|-------|-----------|-------|
| 出席説明員 | 教育長（再掲） | 岡田芳典 |
| | 教育部長 | 清水宏 |
| | 総務課長 | 宇津木博宣 |
| | 施設課長 | 村木晃 |
| | 指導室長 | 山口茂 |
| | 教育指導担当主幹 | 中嶋建一郎 |
| | 給食センター所長 | 乙津義治 |
| | 社会教育課長 | 朱通智 |
| | 文化課長 | 浜中茂 |
| | 中央図書館管理課長 | 星野和弘 |

| | | |
|----|---------|------|
| 書記 | 総務課庶務係長 | 永澤雅文 |
| | 総務課庶務係 | 山中典子 |

午後1時30分開会

日程第1 委員長開会および開議宣言

【委員長】 本日の臨時会には、委員5名が出席しておりますので本会議は成立いたしました。これより、平成25年度第20回青梅市教育委員会臨時会を開会いたします。本日の会議を開きます。

日程第2 会議録署名委員の指名

【委員長】 本日の会議録の署名委員には、〇〇委員を指名いたします。

【委員】 はい、わかりました。

日程第3 報告事項

(1)教育長報告

1 平成25年度教育費補正予算について

【委員長】 それでは、教育長報告から始めます。報告事項1、平成25年度教育費補正予算について、説明をお願いいたします。

【教育部長】 それでは、平成25年度教育費補正予算についてご報告をさせていただきます。まず、お手元の報告資料1にももつぎまして、平成26年第1回青梅市議会3月の定例会に提出する平成25年度青梅市一般会計補正予算第5号のうち、教育費補正予算についてご報告をさせていただきます。なお、この案件につきましては、2月17日の月曜日に告示ならびに議案が送付され公にされておりますが、3月17日の市議会本会議で決定される予定となっております。それまでの間は、お取り扱いにご配慮いただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、報告資料の歳出をご覧ください。10教育費につきましては、人件費、保健体育費を含め補正前の額、54億9,824万8千円から1億4,658万円を減額し、補正後の額を53億5,166万8千円にしようとするものであります。補正の内容につきまして、事業別にご説明申し上げます。初めに表中に8か所ほど人事管理経費または、施設整備事業費支弁人件費という項目が出てまいります。これは、事業ごとの職員人件費でありまして給料のマイナス改定や職員の異動に伴う職員数の増減等による決算見込みにもつぎ減額または増額しようとするものであります。次に人事管理経費教育委員会費から数えて6段目就学困難生徒就学奨励経費であります。経済的理由により就学困難と認められる生徒の保護者に、就学に必要な援助を行うものであります。右端説明欄の各項目について、決算見込み額と当初予算額との差を整理しようとするものであります。

次に、第一中学校校庭等整備事業経費であります。青梅都市計画道路3・4・4号線拡幅事業に関連してテニスコートの整備を計画し、当初予算で用地購入費や工事費を計上しておりますが、年度内の用地取得が困難となりましたので減額をしようとするものであります。なお、テニ

スコート用地の購入費等に要する経費につきましては、平成26年度の当初予算に再計上をさせていただいております。大変簡単で申し訳ございませんが、以上で平成25年度教育費補正予算についての報告とさせていただきます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 人事管理経費が合計すると結構減っているようですが、給料の改定だけじゃなくて人員的に削減があったんでしょうか。

【教育部長】 細かい人員の動きは分からないですけど、多くは、給料がマイナス2パーセントの改定を行ったこと、東京都の給料表に切り替えることによって若干の動きがあったこと、期末勤勉手当の支給率を改正をいたしまして、改正前が3.95月だったんですが、3.934月に減額したこと、それから住居手当を改正いたしまして減額をした事などでトータル的にマイナスになっているということです。

【委員長】 ほかにございますか。同じ様な質問になるかと思いますが、就学困難生徒就学奨励経費も同じように人数の増減とか行事との関係でこういう結果になったと理解してよろしいでしょうか。

【総務課長】 就学援助の経費でございますけれども、小学校は予算額の中でほぼ収まりそうです。中学校だけ補正させていただくわけですけども、当初予算の中で見込んだ人数と現実とのずれを精算して補正するものであります。年度当初の転入転出で減ったり増えたりということもありますし、当初見込んだ人数より減ったところは三角で表示してあるところで、反対に増えたところもあります。

【委員長】 それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

2 平成26年度教育費当初予算について

【委員長】 次に、報告事項2、平成26年度教育費当初予算について、説明をお願いいたします。

【教育部長】 それではお手元の報告資料2にもとづきまして平成26年度教育費当初予算についてご報告をさせていただきます。なおこの件につきましても、先ほどの補正予算と同様に現時点では確定した内容ではございませんので、3月26日の市議会本会議で決定されるまでの間は、取扱いにご配慮いただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、報告資料1ページ目の資料をご覧ください。10教育費につきましては、人件費、保健体育費を含め予算総額は、48億1,273万5千円で、前年度当初予算対比6億4,553万4千円の11.8パーセントのマイナスとなっております。初めに教育総務関係の主な施策につきまして事業別にご説明を申し上げます。1ページ目の主な施策・事業の欄をご欄いただきたいと思っております。主な内容を申し上げますと、01教育委員会経費であります。4,620万1千円で前年度対比934万円の増となっております。事務事業点検評価関係のほか教育LANに

関係する経費が主な内容となっております。

次の02安全・安心学校づくり推進事業経費につきましては、学校の安全確保を図るための経費で、スクールガード・リーダーによる巡回指導の実施にかかる費用や青梅子ども110番の家にかかる費用が主な内容であります。

次に03学校教育指導経費につきましては、2,286万8千円で前年度比526万3千円の増となっております。資料右端説明欄にあるように、新たにいじめ防止マニュアルの印刷費を計上したほか、学校図書館支援員や学力向上あるいは部活動外部指導員等の経費や教師用教科書や指導書の購入費が主な内容となっております。

04教育相談経費につきましては、3,161万1千円で前年度比118万4千円の増であります。平成26年度は、教育相談所に配置したスクールソーシャルワーカーを1名増員し、いじめ・不登校・虐待などさまざまな課題を抱える児童生徒について、学校などからの相談などに対して助言・情報提供を行うと伴に、関係機関と調整連携し共同して子どもの相談環境を充実を図る対応となっております。

次に05教職員研修等経費であります。教職員の研修にかかる講師報償金消耗品、印刷製本費等の需用費、委託料、施設借上げ料などの経費を計上しております。研究指定校として2年目となります第四小学校、新町中に新たに第五小学校、第六小学校、泉中学校を加え5校を指定すると伴に、特別研究指定校として学力向上推進モデル校2校を指定し、教職員の資質向上による学校教育の充実を図る内容となっております。

06子どもいきいき学校づくり経費につきましては、各学校の独自性や特色のある教育活動の推進を図るため継続して実施しておりますが、平成26年度につきましては、学力体力の向上、小中一貫教育の充実、いじめ不登校等問題行動など教育課題への対応の3点に重点をおいて取り組むこととし、活力ある学校づくりを育成するため昨年度と同額の予算とすることとしております。

07青梅サタデースクール事業経費であります。これは議会での学力向上の決議を受けて新たに始める事業であります。後ほど指導室長から概要について説明させていただきます。

次に08給食センター経費であります。4億6,171万円で前年度対比863万4千円の増であります。給食センターの統合に向けて検討委員会を立ち上げ、今後の方向性を決定していくために基本構想作成委託料を計上いたしました。

09給食備品整備経費につきましては、藤橋・根ヶ布両調理場用の調理用備品を計画的に更新する経費となっております。次に小学校費についてご説明いたします。小学校関係の主な施策につきまして費用別に主な内容をご説明申し上げます。小学校につきましては、予算編成時の基礎数値といたしまして、学校数17校、学級数267学級、児童数6,964人を見込み予算を積算したところであります。

10の学校管理経費につきましては、光熱水費、修繕料、施設管理委託料など学校を維持管理するための経費であります。

次に11学校管理備品整備経費であります。事務用機器などの学校で必要とする備品を、学校の要望をとりながら計画的に購入する経費であります。

12の教育振興一般経費につきましては、学校で使用する教育用の消耗品や教材等備品、図書の購入費などを計上しているもので、学校割単価、学級割単価、指導割単価などにより各学校の規模に応じて配当または支出されるものであります。

13市費負担教材拡大経費であります。保護者の教材購入負担の軽減を図る目的で実施している青梅市単独の施策で、1児童当たり1,797円を基礎数値として各学校が必要とする教材購入に当てる経費となっております。

14の各種行事实施等経費につきましては、各種行事を通して情操豊かな人間の育成を図ることを目的として市全体で実施する音楽鑑賞教室や子どもサマーコンサートなどに要する経費を計上しております。

次に15通学費補助経費であります。5つの小学校におきまして分校の廃止や学校の統廃合の条件として、通学に電車・バスを利用する児童の保護者に対し交通費の全額を補助する経費であります。平成26年度は、147人の児童数を見込んでおります。

続いて16の通学バス等運行経費につきましては、学校の統廃合の条件として成木小学校の通学バスを運行するために要する経費となっております。この通学バスにつきましては平成22年度に東京都の路線バスから民間借上げバスへと変更したことに伴いまして、バス経費の節減と共に成木小学校の通学費補助も軽減されたところであります。

次に17移動教室実施経費につきましては、社会科見学など小学生の校外学習に必要な経費であります。プラネタリウム施設が平成22年度末を持って廃止されたことに伴いプラネタリウム学習に必要な経費として他市の施設を利用する経費も計上されております。

18コンピュータ教育経費につきましては、8,033万2千円で前年度対比513万円の増となっております。小学校用コンピュータ機器に関する経費が計上されておまして、平成26年度は、教務用パソコン400台、プリンタ32台の更新経費を計上しております。

19教材整備経費につきましては、各教科用の教材等の購入や楽器の計画的な購入や更新などに要する経費となっております。

20保健衛生費ですが、平成26年度は新たに脊柱側弯症検診モワレ検査を第5学年で実施いたします。

次に21特別支援学級（知的障害）経費であります。第一小学校、第三小学校、第四小学校で実施している知的障害のある児童の特別支援教育実施に係る経費で、固定学級に配置している介護員の賃金などを計上しております。

続いて22の特別支援学級（情緒障害）経費につきましては、第二小学校および若草小学校の固定学級および第六小学校、友田小学校、若草小学校、藤橋小学校、吹上小学校の通級指導学級の支援教育にかかる経費を計上しております。平成26年度は、特別支援学級在籍児童数の増加に伴い介護員を2名増員して8名態勢、第二小学校3名、若草小学校5名とする内容となっております。

ります。

次に23の小学校施設整備経費につきましては、小学校16校の施設改修と補修工事等のための経費であります。平成26年度は、次年度工事の水飲み栓直結化工事設計委託2校分のほか、説明欄記載の工事を計上しております。続きまして、2ページをご覧ください。

24の第四小学校屋内運動場改築事業経費につきましては、1億6,301万8千円となっております。平成26年度および27年度の2カ年で実施する工事の1年目の屋内運動場改築工事費、既存屋内運動場解体工事費などを計上いたしました。

次に中学校費についてご説明いたします。中学校につきましては、予算編成時の基礎数値といたしまして学校数11校、学級数133学級、生徒数3,787人を見込み予算を積算しております。

25の学校管理経費から32の教材整備経費につきましては、小学校費とほぼ同様の内容となっております。33保健衛生費ですが、小学校でも実施する脊柱側弯症検診（モワレ検査）を新たに第1学年で実施いたします。

次に34特別支援学級（知的障害）経費であります。第二中学校および霞台中学校で実施している知的障害がある生徒の特別支援教育実施に係る経費で、介護員4名態勢で実施することとしておりますが、内容は小学校費とほぼ同様であります。

続いて35特別支援学級（情緒障害）経費につきましても、第一中学校、第三中学校、泉中学校および平成26年度新設の吹上中学校の情緒障害学級の特別支援教育実施にかかる経費で、介護員5名を増員して、10名態勢、第一中学校4名、泉中学校5名、吹上中学校1名としております。内容は、小学校費とほぼ同様でございます。

次に36中学校施設整備経費であります。中学校10校の施設改修や補修工事等のための経費となっております。平成26年度は、次年度工事予定分水飲み栓直結化工事設計委託2校分の経費を計上するほか、説明欄記載の工事費を計上しております。

次に37の第一中学校校庭等整備事業経費であります。先ほど補正でも申し上げましたけれども平成25年度にテニスコート用地の購入およびテニスコート整備工事に要する経費を計上しておりましたが、用地購入が進まず、平成26年度に再計上しようとするものでございます。

次に社会教育費についてご説明いたします。

38の社会教育一般経費につきましては、社会教育関係団体に対する補助金、各種研修などに要する経費を計上しております。

次に39の生涯学習推進経費であります。市民の生涯学習を支援するため出前講座の実施、生涯学習だよりの発行等に要する経費を計上しております。

40成人式開催経費、41釜の淵市民会館管理経費におきましては、これに係る経費を計上するものであります。

次に42のふれあいセンター管理経費であります。北小曾木、永山等ふれあいセンターの管理経費を計上しております。

43生涯学習事業経費につきましては、生涯学習に関する講座、講演会の開催、家庭教育の支援などの事業経費となっております。

次に44の児童合唱団等育成経費であります。市民の音楽による生涯学習の支援・推進を図るため、児童合唱、青少年吹奏楽団、および市民合唱団の育成等に関する経費となっております。

45青少年リーダー育成経費につきましては、青少年リーダー育成研修の講師報償金等の経費を計上しております。3ページをご覧くださいと思います。

46芸術文化奨励関係経費につきましては、芸術文化に優秀な業績を上げた市民に対する奨励費等となっております。

47の子ども体験塾事業経費であります。東京都市町村自治調査会の助成事業であります「多摩島しょ広域連携活動助成金」を活用いたしまして、福生市、羽村市および奥多摩町と連携して行う（仮称）ひこうき展事業の実施における経費を計上するとともに、市内遺跡において青梅市、羽村市の子どもたちを対象とした、古代たて穴式住居跡の発掘体験に係る経費を前年度に引き続き計上しております。

48放課後子ども教室推進事業経費につきましては、平成26年度においては、地域実施校として第二小学校の追加を予定し、既に実施している第三小、第四小、第五小、第六小、第七小、河辺小、霞台小、友田小学校と併せ合計9校で実施するのに要する経費となっております。

次に49文化事業連携実施経費であります。平成22年4月に文化が新設され、市民会館、美術館および郷土博物館の3館を所管しておりますが、3館合同事業、文化事業連携実施事業として位置づけ、統一テーマを設け3館あるいは2館合同して連携した文化事業を実施し、芸術文化の振興と市民の情操の育成を図ることとしております。平成26年度においても連携した文化事業の実施に要する経費を計上しております。

50文化財管理経費につきましては、旧宮崎家住宅を含む文化財3住宅や、今井城跡公園等の市が所有する指定の文化財等の管理に要する経費となっております。

51の指定文化財保存事業経費につきましては、国・都・市が指定した民間所有の指定文化財に関する保存事業に要する補助金が事業経費の内容となっております。平成26年度の補助内容につきましては、説明欄に記載のとおりです。

次に52の郷土博物館管理経費であります。博物館の施設管理等に要する経費が主な内容となっております。

53郷土博物館事業経費につきましては、企画展等が主な内容で平成26年度は、企画展として、青梅鉄道展などの事業を予定しております。

次に54美術館事業経費であります。美術館の施設管理等に要する経費が主な内容であります。

55美術館事業経費につきましては、企画展、特別展、実技講座等の事業経費が主な内容となっております。平成26年度は、企画展を3回、開館30周年を記念した特別展「開館30周年記念事業青梅市立美術館所蔵日本画展」を予定するとともに、隔年実施の公募展「ビエンナーレ

OME2015」を予定しております。

56まるとアート支援事業経費につきましては、平成19年度に策定した地域支援活用計画まるとアート青梅にもとづき、芸術文化を通じた賑わいや交流を促進する目的で、地域活性化に寄与する活動団体に対して必要経費の一部を助成するための経費となっております。

57美術館施設整備経費につきましては、平成26年度においては、屋上防水改修工事に要する経費を計上しております。

次に58の中央図書館管理運営経費であります。中央図書館の施設管理、図書資料の収集・提供・貸出業務等に要する経費を計上しております。

59分館図書館運営経費につきましては、11の市民センターに設置されている分館図書館の管理運営に関する経費となっており、また、次の60図書館事務オンライン経費は、中央図書館と各分館のオンラインに関する経費となっております。

次に61西多摩地域広域行政圏協議会共同事業経費であります。西多摩広域行政圏内の8市町村共同で、広域的に相互利用できることを周知するため図書館パック作成に係る経費となっております。

62子ども読書活動推進事業経費につきましては、本年度作成する第三次青梅市子ども読書活動推進計画に基づき、子どもの読書環境の整備と充実を図ることなどを目的に小学校と学校推進モデル事業等に係る経費を計上しております。

次に63市民会館運営経費であります。市民会館の施設管理運営に要する経費となっております。

64市民劇場経費につきましては、市民劇場、市民映画会等に要する経費で、平成26年度につきましては、市民劇場では、音楽等の芸術家による講演を4回、名作映画を無料で公開する市民映画会も4回を予定しております。

最後に5行下になりますが、69多摩・島しょスポーツ振興事業経費につきましては、東京都市長会が平成24年度から開始した多摩・島しょスポーツ振興事業助成金を活用して実施するものであります。教育委員会では、継続的な子どもの体力、運動能力の向上に資する事業として子どもわくわく体力アップ推進事業とスポーツを通じた地域活性化等を資する事業としてスポーツ講演会を開催するために要する経費を計上しております。なお69以外の65保健体育一般経費からおめくりいただきまして、77の総合体育館施設整備経費までにつきましては市長が管理し執行する事業となっておりますので説明は省略させていただきます。以上、駆け足で大変雑駁な説明となりましたが、平成26年度教育費当初予算についてのご報告とさせていただきます。

【指導室長】 それでは、只今の部長の説明の中にございました指導室が担当する新規事業青梅サタデースクール（仮称）でございますが、これについてご説明いたします。お手元にA4の資料がございますのでご覧ください。まず1のねらいでございますけれども、地域の人材を活用し、土曜日に補習教室を開催することで青梅市の児童・生徒の学力向上を図る、というものでございます。先ほどの説明でもございましたように、決議でも示されておりますが、これまでの学力調

査等におきましても、なかなか東京都の平均に達して、そこを追い越すことができない状況でございますので、来年度よりこうしたねらいでサタデースクールを進めていく意向でございます。

2の実施形態でございますが、地域の人材をコーディネーターや指導者として活用し、土曜日に補習教室を実施してまいります。補習教室では、児童・生徒の日常の授業でのつまずきや習熟を図る内容を取り扱っていきます。土曜日に補習教室をするということで、これは学校の教育課程あるいは、授業日数等には含めない形を取ります。また、教職員等もこれにつきましては、指導者としては対象とはせず地域の人材を活用していくということで土曜日という設定になっております。続いて、2つの中学校区を対象に原則毎月第2・第3土曜日に実施、中止の場合もございます。第二中学校区の会場は、東青梅センタービル、現在ふれあい学級等が入っているビルであります。第三中学校区の会場は、大門市民センターの会議室。第二中学校区は、これは第二中学校そして第二小学校、友田小学校。第三中学校については、第三中学校、第三小学校、今井小学校。この2つの中学校区を来年度については、対象として学校の施設ではなくて、青梅市の公共の施設を利用して実施する予定でございます。3の予算ですが、総額としては、195万6千円。その多くをこの指導員の経費として算出しております。これが指導者・指導員・支援員となっておりますが、合計で6人です。これは、コーディネーターというのがおりまして、そして支援者ということになります。コーディネーターというのが、そこを取り仕切る責任者となり、実際に子どもたちに個別指導する者、合わせて6名という事です。開始は、5月の終わりくらいからを予定しております。1時間1,500円、4時間、午前中のみという形でございます。これを第二中学校区と第三中学校区で2つの中学校区ということになっております。後の内訳につきましては、消耗品等ご覧のとおりでございます。最後に今後の取組でございますが、議会で予算通過後、4月の校長会で周知をいたしまして、指導者等の募集を行い、対象となっている中学校区での活動生徒の登録を行なって5月の下旬ぐらいからサタデースクールの開始、年間20周回数にしますと約40回程度という形を考えています。さらに先々のことについては、一番下に囲こみで載っておりますが、中学校の数が、東中学校を除きますと10校ございますので、10の中学校区ということで26年度が2つ、27年度が3つの中学校区、28年度が3つそして29年度が2つの中学校区ということで、来年度から4年間で全ての中学校区でこの形を取り組んでいく。更に、これを取り組むにあたりましては、来年度は、全て市の持ち出しですが、27年度からは、文部科学省の補助制度を使いまして、補助を受けながら実施地区を拡大していくという構想でございます。詳細につきましては以上です。

【委員長】 教育部長と室長から説明を受けましたけれども、ただいまの説明に対して何かご意見、ご質問ございますか。

【委員】 最初に予算の方から、教育費の25年度と26年度の差違が、6億4,500万余。その大きいところが、人件費と補助費と投資的経費ということでマイナスになっていると思うんですが、これを主な施策事業の方から見ると、これだけのマイナス要因が分からないんですが、実際には、投資的経費のマイナスが大きいんですけど、5億1,695万8千円のマイナスと

はどんな内容なんですか。

【教育部長】 一番大きいのは、第二小学校の改築事業経費が皆減したことによってということで、ほぼその経費となります。

【委員】 では続けて、ちょっと気になったのは、教育委員会経費がプラスの934万円ということで、他の経費はマイナスでお願いしているのに、教育委員会経費がプラスということとちゃんとした説明があるかなということが気になって、説明の欄にあるのが教育委員会事業点検評価というですね、これにそんなお金をかけてやるものなのかと言われてしまいそうな気がするのですがいかがでしょうか。

【教育部長】 教育に係る経費が入っております。教育LANに係る経費が入っており、3年に1度のライセンスの更新がありますので、それが大きくなったことと、回線使用料を小学校費、中学校費と分けておりましたが、教育委員会経費で一括管理することとしたことによる予算の移行もありまして多くなっております。

【委員】 それだったら、そっちを書いておいた方がいいですよ。

【教育部長】 この説明欄は、通信料の増額を記入するにはふさわしくないもので、財政課と協議してこのような形となっています。

【委員】 市民会館の運営経費は、658万9千円増えているんですがこれは何ですか。

【文化課長】 確認いたしますので、一旦、保留にさせていただきます。

【委員】 69番の多摩・島しょスポーツ振興事業経費の説明欄の内訳を合計すると多くなっちゃうんですがどうでしょうか。

【教育部長】 説明欄の記載が140万円と70万円となっておりますが、130万円と70万円の誤りです。申し訳ございません。訂正をお願いいたします。

【委員】 教えていただきたいんですが、小学校、中学校の児童・生徒数が代わらないのですが、学級数が増えているのは、どういう経緯なのかということと、放課後子ども教室が第二小学校を追加していただけるということで拡充していただけるんですが、予算が減少しているようなので、学校数は追加しているのに予算が減少して大丈夫なのかということ2点をお願いします。

【総務課長】 学級数の数なんですけれども、予算編成をするときには、不足をさけるような数字を使います。小学校1・2年生は、35人学級、他は40人学級ですけれども、ボーダーぎりぎりぐらいの所は、安全のため1つ上で見る場合が多くなっております。それでこのようになっております。

【社会教育課長】 放課後子ども教室に、教室が増えながら予算規模が減少しているというのは、スタッフの謝金の減が理由です。スタッフの中にコーディネーターと教育活動推進委員と教育活動サポーターという3つの役を持っていた方がいるんですけれども、そのうちの教育活動サポーターという方は、平成24年度までは、安全管理委員という名称だったんですが、25年度から代わりました。その名称が変わると併せまして、国の方で謝金を時間単価1,330円だったんですが、850円に下げたということで、単価が相当下がっておりますので

その分が予算減につながっております。

【委員】 新規に取り組みられる青梅サタデースクールというのは、期待のもてることで、190万6千円で多大なる成果が得られればこんな安いことはないと思います。ただですね、予算がとおったら、要綱作りに入ると思いますが、学校を見ていると個別の指導が必要な児童・生徒がいるわけですね。ですから、サタデースクールも当然、個別指導が中心になると思うんです。ですから、習熟をはかるのは、結構たやすいことだと思うんです。つまづきというのが、難しい。そういう意味で、どういう方を集めようとしているのか、見えてこないのが、今日は予算の事ですから内容についてはいいませんが、もし要綱を作られるにあたって、対象をきちっとしていくことが必要じゃないかと思います。それから、こういうつまづきとそういうのと、もう1つは夢を育てるということで、レベルの高い子に対する指導というのか、いわゆる科学センターとこのをやっていますよね。これは、そういう意味では、科学を志す児童を対象としている。同じように、算数・数学大好き教室とか、そういうのも思案において欲しいなという思いです。

【指導室長】 ありがとうございます。様々な御意見をいただきながら、この予算で十分成果を上げていきたいと思っております。一方で、学校も多様化になっておりまして、先生方も土・日も休む間が無いほどです。学校の教育活動と切り離して、我々教育委員会そして地域の力を生かすということを根本においてやっていきたいと思っております。ここには、特に書いてございませんが、要綱の方でこれから検討していきたいと思っております。対象は、小学校4年生から中学校3年生を今考えております。内容についてはですね、基礎基本的の知識内容の定着を図ることを1番にしていきたいと思っております。この対象の中学校区の校長先生たちとも話しをしたんですが、中学校3年生で掛け算がままならない子がいるそうです。それくらい非常に困っている子がおります。そういう子どもたちは、学校で小学校2年生のレベルを勉強するということは、プライドがゆるさない部分があります。いくら習熟度別小人数といっても、そこには仲間がいますので、今御意見いただいたように、サタデースクールの特色といたしましては、学校の教室から離れて個別指導を徹底的にやってもらう。例えば、中学校3年生の生徒であっても、小学校2年生のドリル問題をやって、まず九九を身につけさせる。そうしたようなテキストやドリル問題を中心とした方向で、まずは、基礎基本を徹底していきたい。更にその上で、算数が好きになってくれれば、今先生がおっしゃったように次のレベルを目指していきたいと思っております。支援員等につきましては、基礎基本を中心としていきますので、それほど専門的な知識が無い方でもできるのではないかと考えています。もちろん、教職の免許を持った方を優先したいと思っておりますが、そこを手始めに、次第に細分化することも視野に入れて今後の展開をいっていく、このように考えております。是非、これからも御意見をいただきたいと思っております。

【文化課長】 市民会館運営経費の658万円余の増額ですけれども、燃料費、電気料、修繕料が、前年度比を多くなっているんですけれども、もう1つ大きな要因といたしましては、委託料の中で市民会館の清掃ですとか警備等の管理委託を23年から25年までの長期継続契約といたしましたが、それを26年度から新たに3年間の契約を結ぶ中で見直したことに伴う増額となっ

ております。

【委員】 そういう上昇傾向なんですかね。そういう契約ができる相手がなかなか見つからないみたいな事があって難しいという事なんですかね。

【文化課長】 市民会館の施設の老朽化が進んでおまして、例えばボイラーの整備・管理もかなり古い施設ゆえに誰にでもできるというものではなくなりつつあります。そういったことも考慮されると考えております。

【委員長】 今のことは、議会の方でも聞かれるかもしれませんが、具体的な説明の材料を用意しておいていただけるといいんじゃないかなと思います。

【委員】 サタデースクールの話で、室長から要綱策定にあたって御意見などありましたので、意見を言わせてもらいますと、私は、小学校2年生とか3年生でつまづいた瞬間にする方がいいんじゃないのかなと思うんですね。長く時間がたっちゃった子も何とかしなくちゃいけないんですけれども、これから始めるとなると、つまづく瞬間、先ほど2年生というお話しでしたが、分数なのか小数点なのか分からないですけれども、そこから何年もたってからでは、なかなか取り返しがつかないですけれども、分からなくなった瞬間に徹底的に教えるという方が、効果がより高いんじゃないのかなと、私の意見です。

【指導室長】 ありがとうございます。小2で掛け算九九があり、小3で分数、この辺りが一番大事のところだと私も思っております。幅を広げていくことは、今後の展開で、是非考えていきたいと思いますが、一方、小学校の低学年になればなるほど、なかなか指導・対応が難しいという点もあります。ですので、それなりの支援員の方がそろってればいいのかと思っていますが、小学校1～2年生のベテラン担任の力量がある支援員をそろえるのは難しいので、勉強以外のトラブルがでる恐れもありますので、ただ学習内容については、〇〇委員がおっしゃったところは大事なところなので、将来的には視野に入れて、それなりのメンバーが集まったところで、検討していきたいと思っています。

【委員】 ちょうど、50代の先生方がリタイアされて、いい人材が確保できるんじゃないかと期待したいです。

【指導室長】 人材発掘も併せて行っていきたいと思っています。

【委員】 基礎の定着に問題のあるお子さんに参加して欲しいということですが、多分、やりた人って募ると、科学センターもそうですけど、親も熱心だったり、やる気があったり、むしろ心配いらないという人から手が挙がるということが今までの状況ですので、強制ではないですけれども、学校の方から、ここに行ってみたらどうだといったようにサジェストをしていただかないと参加してもらえない。土曜日というのは、お子さんたちにとってスポーツをしているとか、部活ですとか結構忙しくて、学校からここに通ってくださいと言われていくらいのことが無いと、本当に来てほしいお子さんたちが来なかったり、本当に来てほしいお子さんの親御さんには必要性を自覚していただけなかったりということになりそうです。校長会等で周知していただくということですが、是非、行った方がいいよと後押しできるような、参加を訴えていただか

ないもったいないなと思いました。

【指導室長】 実は、12月にこの取組を先行している大分県の豊後高田市に視察に行きまして、ノウハウも聞いて参りました。豊後高田市は、この取組を十数年していて、学校数も規模も青梅市とは違うんですが、8割以上の子が、サタデースクールに通っているということです。豊後高田市は、土曜学校といっています。しかし、初年度はどうだったのかというと、数える程度でした、ということです。ただ、学校、保護者、地域への呼びかけや教育委員会からの呼びかけを通して、口コミもあったのではないかなと思うんですが、年々増えて、「あそこに行くと勉強ができるようになるよ。しかもただだよ。」ということで、次第に人数が増えていったということ伺いました。今回、この話を申し上げる前に、来年度のこの中学校区の校長先生方に集まっていた内内でお話をしたんですけども、どこの校長先生も大変協力的でした。それは素晴らしいことだ。学校でできることは、是非やっていきたい。とおっしゃっていただいております。ということは、保護者会とか、学級懇談会等、子どもたちへの呼びかけも含めて協力態勢がとれるんじゃないかと思っています。ただ、強制的にというのは、効果が半減する可能性がありますので、まずは、やる気のある子どもたち、保護者に呼びかけ、そこで成果を上げ、次第に増やしていく。そのような方向で考えております。また、良い知恵がありましたら教えていただきたいと思っています。

【委員長】 一中のテニスコートの用地取得が難しいという話しが先ほどありましたけれど、その辺の経過を教えてくださいということ。それから、私、講師で市内の学校に呼ばれて行くことが何回かあるんですが、1番でてるのが、光熱費の問題と消耗品費の事なんです。先日五小にお邪魔した時も、夕方5時くらいでしたが副校長から「暖房は23度以上にしないようにと言われた」とかですね、かなり具体的な数字をだしていられているようでして、大変厳しいと夏以来何度も聞いております。市の財政が苦しいなかで、どうにか出来ないのかということ。もう1つは、消耗品費で、いろいろ足りないんですが、紙の問題が大変出ています。裏紙を使っても足りないんで、小さく切って使っています、という話しも聞きますので何らかの手立てが必要なんじゃないかなと感じています。

もう1点は、サタデースクールのことで、大変いい取組で期待したいと思いますが、〇〇委員と同じように希望の取り方というのが、功を奏するかが問題だし、保険料の方で50人と予測されていますけど、希望の方法については、よく検討する必要があるなと感じました。何回かお話ししたんですけども、私秋田県出身の学生に聞くようにしているんですけども、この間こんな話を聞きました。担任の先生と児童が仲が良いということです。塾に行っている人はほとんどいない。いつも担任の先生の周りに子どもがくっついて動いている。放課後も残って勉強している、ということです。だから保護者の信頼が厚いんですということです。先ほど指導室長からお話がありましたが、多忙な時代ですけども、そこが1番解決策となってくると思うんで、教育研修のあり方、内容も含めて例えば、児童生徒理解ですとか、日常の励ましとか評価、毎日の積み重ねの中で、子どもたちを見て、育てていくということを見直す必要があるのかなと感じています。

感想です。一中の件だけお願いします。

【施設課長】 一中のテニスコートの用地でございますけれども、24年度、25年度と引き続き調整しているところでございますけれども、場所といたしましては、第一中学校の職員駐車場の青梅街道より裏宿町の土地でございますが、この用地につきましては、大きく2つの土地に分かれております。623平方メートルと104平方メートルの土地でございますが、623平方メートルの土地につきましては、地主さんが7人、これは登記上もはっきりしているんですが、104平方メートルの土地につきましては、昭和20年終戦前に登記簿謄本に載っている方が亡くなりました。そうしますと旧民法の適用で直結男子ということですが、直結男子の方は、親が亡くなる前に亡くなっておりました。平成21年ですかその頃に、子どもさんがまた亡くなっておりまして、財産相続をしていないということで、旧民法と新民法の適用ということで、まずに相続財産管理人の申請というのを裁判所に起こします。そしてその後に、裁判で確定されますと、相続財産の公示にもとづいて、相続財産の捜索を行います。その後に特別援護者の財産分与の請求というのがございまして、この手続きまで早くて1年はかかるだろうと言われていたんですが、その相続財産管理人の方をその手続きをするための調書等がなかなか見つからない。税金も平成21年度までは納めているんですが、後は納められていないということもありまして、誰を設定するのかという手続きの中で相続財産管理人の方もなろうとする方が3人いらっしゃいまして、その中の1人を選定するんですが、昨年度末に見込みがつくだろうから3月までの間に実測測量をかけても良いというお話がありましたので、市の中で手続きは進めておりました。実測測量を行うということで、地主さんと地主さんになろうであろう方々に連絡をしているところでございます。ということでございますので、平成25年度はこれを取り下げさせていただき、新たに平成26年度また計上させていただいたということでございます。

【委員長】 難しい事情を説明していただきありがとうございます。良い方向に進むことを期待したいと思います。

【委員】 26番の学校管理備品整備経費というので、昨年度よりも非常に増えているんですけれども、シュレッダーと業務用回転椅子となっているんですけれども、要望が1つと質問です。シュレッダーは是非、CDとかそういうものを入れていい物にして欲しいと思います。それが要望です。業務用回転椅子というのは、なぜなのかなと不思議に思うんですけれども、どういう意味で必要なのでしょうか。

【総務課長】 この備品については、毎年予算要求の前の段階に、各学校から希望を聞きます。壊れ具合とか、経年劣化とか我々が検討して優先順位をつけるんですが、それでも、今現在の財政状況は非常に厳しい状況が続いております。こういうところに取り上げられる備品というのは、基本的にはもう壊れてしまったものへの対応という事がほとんどです。この椅子については、現物を見ていないんですけれども多分紙だけだとは思いますが。

【委員】 業務用回転椅子というのは、なぜ必要なのか。コンピュータを使うときに必要なのか。特別に校長室とか副校長の椅子というのはありますけれども、業務用というのは聞いたことが無い

んですけど。

【委員長】 品物の名前が書いてあるだけじゃないんですか。

【総務課長】 回転椅子なんですけれども、中学校で139台219万円余の予算でございます。これは、労働安全委員会で要望した部分で、4本脚が5本脚になるというものでございます。

【教育部長】 労働安全関係の経費は、統一的に要求しているんですが、なかなか通らない中で、市の職員は新庁舎移転の際に図られているんですが、学校関係はなかなか通らなかったのが、やっとここで139台を5本脚の回転椅子に取り換えができるということでございます。

【委員長】 労働上のために入れ替えるということで予算があるということですね。

【委員】 ちょっと楽しみなのが、46芸術文化奨励関係経費の2の受賞者作品展および演奏会の開催というのが、新たにそういう場を設けていただけるといことなんでしょうか。文化奨励賞ですと中学校の吹奏楽が受賞されていて、そのための演奏会というのはやっていらっしやらないんじゃないのかなと思うので、新しく始まるのかなと思ったんですがいかがですか。

【委員長】 3年前に1回やりましたよね。

【文化課長】 芸術文化奨励賞の受賞者の方の作品の発表、それから展示でございます。これは、3年に1度のペースで行っております。ですから、23年度に実施いたしましたので、26年度に実施しようとするものでございます。これは、平成24年度から26年度までの3カ年の受賞者の発表会および展示会を実施する予定でございます。

【委員長】 3年に1回の実施という事ですね。私もそのところをお聞きしたいと思っていました。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告として承ったということにさせていただきたいと思います。

3 平成26年度小規模特別認定校制度による入学・転学状況について(総務課)

【委員長】 次に、報告事項3、平成26年度小規模特別認定校制度による入学・転学状況について、説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは平成26年度小規模特別認定校制度による入学・転学状況についてご説明いたします。お手元の報告資料の3をご覧くださいと思います。小規模特別認定校制度は、青梅市立小模特別認定校設置要綱に基づき成木小学校および第七中学校をその対象としております。児童・生徒の募集にあたりましては、毎年教育委員会と学校長の協議により、児童・生徒募集要項を定め、募集学年および募集定員等を定めております。

それでは、まず成木小学校からご説明申し上げます。平成26年度の募集は、第1学年15名、第2学年4名および第3学年5名とし、申込者は、第1学年4名、第3学年1名合計5名でした。申込者全員につきまして、保護者と児童の面接を実施し、希望理由やPTA活動への協力、登下校の方法などにつきまして話を伺いました。その結果、第1学年4名および第3学年1名の計5名申込者全員の入学または転学を決定しております。これにより、資料の表にお示しさせていただきましたが、平成26年度成木小学校の児童数は、1月末の集計時点合計81名となりその内

30名が小規模特別認定校制度の利用者となる見込みでございます。

次に第七中学校についてご説明申し上げます。第七中学校は、平成24年度入学者から制度適用となっております。平成26年度の募集は、平成25年度と同様に1学年とし、募集人数は12名でございました。第七中学校への入学申し込み者は8名であり、成木小学校と同様に面接を実施し、7名の入学を決定いたしました。なお1名につきましては、申し込みをいただきましたが、申し込みの取り下げをいただいております。この結果、第七中学校の平成26年度の生徒数は、1月末の集計時点で45名となり、その内19名が小規模特別認定校制度の利用者となる見込みでございます。なお第七中学校の新1年生の内、小規模特別認定校制度による入学予定者は、7名という表示でありますけれども、成木小学校に小規模特別認定校制度で入学あるいは転学し、成木小を卒業した場合第七中学校へ入学を希望する場合は、小規模特別認定校制度の申し込みを必要としません。今回成木小学校の卒業生の内2名が、この場合に該当いたします。ですので、実質、9人の方が第七中学校学区以外の所から通学されるという状況になります。説明は以上でございますが、小規模特別認定校制度は平成26年度で6年目を迎え、申し込み状況も安定しておりますが、今後とも制度の周知と伴に児童・生徒数の確保に努め、学校や地域の特色を生かした教育を推進していく必要があると考えております。説明は以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 第七中学校の新1年生14名中9名が、この制度の参加者ということで、過半数を超えているという、これがもし地元の方たちだけだと、5人のクラスになってしまうということを見ると、この制度が必要なんだなと思いました。成木小の方も安定して申し込みがあるということなんですけど、実際は申し込みたいけれども、バスがいっぱいで送り迎えは無理だわとあきらめたりとか、基本は、親御さんが責任を持ってということなんで交通手段のところで一步引いてしまったり、あきらめてしまったりという事をよく聞くので、今後の課題としては、通学経路の充実ということがあれば、申し込み多数で抽選ということになるのかなという感想です。これだけのお子さんが、成木地区に通ってくださるというのは、成木地区の皆さんにとっても新しい刺激になる事だと思いますので、是非応援していただければと思います。

【総務課長】 通学バスの問題は、小規模特別認定校制度、特に成木小学校において制度の維持発展には欠かす事の出来ない状況になっています。面接の中でも、カウンターで頂く要望の中でも、充実を求める声が非常に大きくなっております。その辺は、我々も課題として十分認識しています。今回申し込み者が若干少なかったというのも、バスの利用ができないというのものもあるのかなと思っておりますので、制度の充実に向けて努力していくつもりでございます。

【委員長】 バス1台ですよ。2系統とか幅が広がると違うのかなと思いますね。

それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

4 諸報告

(1) 事業等の実施予定について

ア 生涯学習事業実施予定について(社会教育課・文化課・中央図書館管理課)

(2) 事業等の実施結果について

ア 生涯学習事業実施結果について(社会教育課・文化課・中央図書館管理課)

【委員長】 次に、報告事項4、諸報告ですが、あらかじめ各委員には事前に目を通していただいておりますので、何かご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

それでは、報告として承ったということにさせていただきたいと思います。

日程第4 協議事項

1 第五次青梅市生涯学習推進計画(案)について(社会教育課)

【委員長】 続きまして、協議事項に入りたいと思います。協議事項1を議題といたします。第五次青梅市生涯学習推進計画(案)について、説明をお願いいたします。

【社会教育課長】 それでは、第五次青梅市生涯学習推進計画(案)につきまして、ご説明させていただきます。

第五次青梅市生涯学習推進計画につきましては、本年1月開催の教育委員会定例会におきまして素案の内容のご説明およびパブリックコメントの実施についてご報告を申し上げます。パブリックコメントが2月17日に終了し、提出されました意見の集計ができましたので本日机上去りましてご配布させていただいております。恐れ入りますが、初めにパブリックコメントの結果からご説明をさせていただきます。第五次青梅市生涯学習推進計画素案のパブリックコメントは、2月1日から17日までの間で実施をし、3名の方から合計9件の意見提出がございました。全体の内容に関しましては3件、第1章に関することが1件、第5章に関することが1件、第6章に関することが4件でありました。意見の要旨と市の考え方につきまして、順に説明をいたします。初めに計画全体に対する事に関しまして分量が多くて飲み込めないという意見に関しましては、概要をまとめたチラシ等を検討するといったしました。

次に、時代の要請に沿って目標や計画を定めるべき、章立ての順序が逆であり始めに計画ありきの印象を受けるにつきましては、第五次推進計画は、第6次青梅市総合長期計画を上位計画としたものであり、総合長期計画において、生涯学習計画を図るとしてあり、今年度が推進計画の最終年度となったことから、来年度以降の推進計画を定め、引き続き生涯学習の推進を図ろうとしたものということにいたしました。

次にいろいろな計画があって楽しみというご意見に対しましては、多彩な事業を実施してまいりますといったしました。

次に第1章に関することにつきまして、スローガン、基本方針が前回と同じでは時代の要求にこたえられていないのではというご意見には、第五次推進計画は、第四次推進計画を承継しつつ時代の変化に対応した取組を進めるとしたもので、スローガン、基本方針の見直しは、次期推進計画策定の際の課題とさせていただきたいといったしました。

次に第5章に関することに対しまして、学習相談の整備とあるがいつでも相談できるのかとの

ご意見につきましては、社会教育課で相談に応じています。また、講師や指導者の紹介や施設の利用等社会教育課で行っている。いつでも相談してください、といたしました。

次に第6章に関することにつきまして、保育園、幼稚園、高校、大学が実施するものがあるが、小中学校で実施するものがあまり見られない。もっと積極的に開放して欲しいというご意見に対しましては、放課後子ども教室や、学校体育施設開放事業の実施、各学校の地域との協働事業も見られる。より一層学校と地域の連携を深めた事業を推進していくとしました。

次に知らない事業がたくさんある。事業の周知や参加募集などPRが重要。生涯学習やサークルの連絡先や周知方法等を示して欲しかったとのご意見に対しましては、各種媒体を活用した周知に努める。生涯学習サークルの連絡先につきましては、社会教育課に問い合わせてくださいといたしました。

次に生涯学習の定義や範囲が広すぎるのではないかと。なんでも生涯学習になってしまう。分野横断型の「ぷらっとフォーム」の適用を想定しているのかとのご意見につきましては、多くの市民が参加できる事業を生涯学習と捉え、いろいろな情報を掲載し、「ぷらっとフォーム」で取り組むべき事業も見られるといたしました。

最後9番目の未掲載の団体や事業があると思うが、掲載の判断基準は何かというご意見につきましては、生涯学習サークルなど関係団体に情報の提供を呼びかけ、提出のあった事業を掲載した。なお官公署等の担当業務の案内は掲載していませんとしました。パブリックコメントの結果につきましては以上です。なお、この結果につきましては、ホームページの方に公表する予定でございます。

次に協議資料1第五次青梅市生涯学習推進計画案についてご説明させていただきます。こちらの内容に関しましては、既に素案としてご説明させていただいておりますので、恐れ入りますが細かな説明は省略させていただきます。変更点のみ説明させていただきます。まず素案にありませんでした表紙、それと77ページ以降の資料を加えました。それから以前ご指摘がありました、誌面にスペースができたところに何かイラストがあった方がいいのではないかというお話がありましたので、生涯学習活動の写真等を入れております。冒頭の市長の言葉等は空欄となっております。23ページ以降第6章についての担当部・課等の欄ですが、青梅市が実施する事業の担当部・課について現行の組織に従って掲載しております。4月に組織改正が予定されておりますので、この推進計画は新組織で実施されることとなりますので、この計画を発行する際には、新組織の担当部・課にする予定です。大変雑駁ではございますが、説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。パブリックコメントの小中学校で実施するものがあまり見られない。というのがありますが、小中学校が実質的にやっているものが少ないといっているのか、小中学校の会場でやるものが少ないといっているのか、その辺がよくわからないんですけれども、事務局としてはどのように捉えているのですか。

【社会教育課長】 そういう細かいところまでは、ご意見の中にはなかったんですけども、想像するにですね、保育園や幼稚園あるいは明星大学は、かなり色々な事業を掲載していただいておりますけれども、学校が主催する事業というのは、小中学校の教育の充実というところにはもちろん出ているんですけども、それ以外のいわゆる市民が直接参加できる事業が少ないという部分と捉えこのようにさせていただきました。

【委員長】 幼稚園と保育園は、直接名前が入っているんですね。ですから、幼稚園などは頑張っているのに、小中学校はどうしたのかと怒られているような感じがしたんですね。

1 3 ページの市民が期待するものの1番が健康管理、2番が芸術や趣味、3番がスポーツということですが、どうしてもスポーツの方が分厚いというか、連携が取れているというか。芸術についてはもっと市が積極的にやっていくというのが必要かなと思っています。市と市民が一緒になってやっていくということが更に出来ればうれしいなと思っています。

【社会教育課長】 こちらの計画の策定には、文化団体連盟の方も委員さんとして参加していただきました。あるいは、その加盟している団体の人でも色々なご意見を頂いております。今後、是非その辺の連携を深めていきたいと思えます。

【委員】 この冒頭のところでちょっと引っかけたんですが、1 ページ目の「情報化社会の進展は日一日と変化を遂げ・・・」というのがすんなり飲み込めないんです。確かに変化が激しいということをおうとしているんでしょうけれど、情報化社会の進展、進展とは広がっていく事ですね。それが日一日と変化を遂げというのは、こういう広がり方とこういう広がり方あると思うんですが、何を言おうとしているのかな。情報化社会は日一日と変化を遂げでもいいし、進展が著しくだっているし、どういう意味なんですか。

【社会教育課長】 この辺の表現につきましては、文書担当課と協議をして整理したいと思います。

【委員】 この間も討議したときに申し上げたんですけども、青梅らしさというのにこだわりがあるんですけども、青梅らしさとは、と読む人に思わせるならばそれでいいんですけども、それで説明の(3)に入ってきていますから、それも分かるんです。ただ、このかこってある中では、青梅らしさを生かしますというところだけ概念が違うんですね。

【社会教育課長】 基本方針およびスローガンにつきましては、第三次あたりから継承されて来ております。市民の方のご意見からも、その辺が前回と同じだというご意見もいただいております。こちらにも記載しておりますが、大変申し訳ないんですけども、次回策定の際に、根本から検討するという事で対応させていただきたいと思えます。

【委員】 私が言いたいのは、青梅らしさを生かすというのは、大前提じゃないのかな、と思うわけですね。全体に関わることで青梅らしさを生かすということを書いてしまえば、ここにはいらなくなってくるわけです。全体を通して良かったと思うことは、それぞれの学校がPTAとか地域の方と協力して事業を行なっていましたよね。そのことが、この中で新規として取り上げられて、日の目を見るというのは良かったなと思えます。もうひとつは、この間の論議の中で、大

学が落ちてますよということを申しましたけれども、やっぱりこうやって全体を見てみますと、それが無いということは極めてさみしいことだなと思いました。

【社会教育課長】 大学ということで、市内には明星大学がありますので、明星大学には直接情報提供を呼び掛けて事業を出していただいております。その他の学校に関しましては、直接お出しするという事は無かったんですが、例えば広報・ホームページ等を見て言っていただければ良かったと思いますけれども、今後の課題ということで捉えさせていただきます。

【委員長】 ほかにご意見等ございますか。よろしいですか。

協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、第五次青梅市生涯学習推進計画(案)について、は承認されました。

2 青梅市社会教育委員の設置に関する条例の一部改正について(社会教育課)

【委員長】 次に、協議事項2を議題といたします。青梅市社会教育委員の設置に関する条例の一部改正について、説明をお願いいたします。

【社会教育課長】 それでは、協議資料2 青梅市社会教育委員の設置に関する条例の一部改正についてご説明をさせていただきます。

初めに改正の理由でございますが、地域の自主性および自立性を高めるためなお改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第三次一括法の施行により、社会教育法の改正に伴い青梅市社会教育委員の委嘱の規準を定めようとするものであります。

次に改正の内容でございますが、恐れ入りますが次のページをご覧ください。新旧対照表こちらをご覧ください。右側にあります現行を左側の改正後の記載の内容に改めようとするものであります。委嘱の規準として、第2条に委員は、学校教育および社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者ならびに学識経験者のある者の中から、青梅市教育委員会が委嘱をするを加え更に以下の所要の規定の整備をするものでございます。なお、この委嘱の規準は文部科学省の社会教育委員および社会教育公民審議会委員の委嘱を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令に準じたものでございます。施行期日につきましては、平成26年4月1日であります。最後に経過措置として現在委嘱されている委員について、任期の在任期間は改正後の条例により委嘱されたものとみなすとの規定を定めております。条例の改正に関しましては、議会におきまして議決を得る必要がありますことから本条例の改正につきまして事前に教育委員会での協議をお願いするものであります。なお、市議会への議案調停につきましては、本日ご承認いただいた後平成26年第1回市議会定例会いわゆる3月議会に提出いたします。よろしくご協議の上、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 もともと委嘱の規準は、こういう基準でやっていたんだけど、それを明文化したという理解でよろしいでしょうか。

【社会教育課長】 社会教育委員さんの委嘱に関しては、社会教育法にその委嘱の規準が定められておりましたので、今までは社会教育法に基づいて委嘱をしているという形を取らせていただきました。地方に色々権限が移っておりますので、社会教育法の中で定められていた規準を除いてそれを各自治体が決めなさいという形になりました。ただ、条例で定めるに当たって、どういう条文が良いかということをご省令で定められましたので、それに従って、文言としましては、法律に書かれていたものをそのままということになります。

【委員】 5ページの枠の下の2というところに、この条例の施行の際現にこの条例による改正前の、の後に書いてあるのは何ですか。

【社会教育課長】 欄外の記載につきましては、法制担当が他市の参考を載せたもので本来は載せてなくて良かったですね。失礼いたしました。

【教育部長】 大変失礼いたしました。他市のものを参考にしたものがそのまま残ってしまったということで、削除していただきたいと思います。大変失礼いたしました。

【委員長】 では、よろしいでしょうか。協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市社会教育委員の設置に関する条例の一部改正について、は承認されました。

3 青梅市無形民俗文化財保存伝承奨励報償金支給要綱の一部改正について(文化課)

【委員長】 次に、協議事項3を議題といたします。青梅市無形民俗文化財保存伝承奨励報償金支給要綱の一部改正について、説明をお願いいたします。

【文化課長】 それでは、青梅市無形民俗文化財保存伝承奨励報償金支給要綱の一部改正につきましてご説明をさせていただきます。

協議資料3をご欄下さい。初めに1、改正の理由ですが、補助金等に関する定期的な見直しを行うための措置により、本要綱は、平成26年4月1日をもって効力を失うこととされております。本件につきましては、市の無形民俗文化財に指定されている獅子舞の7団体に対し、その保存伝承の活動を奨励するためのものであり、本件の必要性を検討した結果、当該文化財を長く後世に伝えるために本事業の継続は今後も有効であると判断し、実施期間の延長を行なうため、本要綱の一部を改正しようとするものであります。

次に2の改正の内容であります。実施期間を3年間延長するため、失効期日を平成26年4月1日から平成29年4月1日に改めるものであります。

3の実施期日につきましては、平成26年4月1日から実施しようとするものであります。よろしくご協議の上、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。前回の伝統文化奨励表彰のときにアンケートの中に、お囃子は伝統文化ですかというのがあったんですけど、今お話があったのは獅子舞ですよね。獅子舞だけがこの該当になるんですか。

【文化課長】 現在、市の無形文化財に指定されている獅子舞の保存団体、7団体について奨励金を出すということでございます。現在、市内のお囃子について、市の無形文化財に指定されているものはございません。

【委員長】 ほかにございますか。よろしいですか。

協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市無形民俗文化財保存伝承奨励報償金支給要綱の一部改正について、は承認されました。

4 青梅市文化財保存事業費補助金交付要綱の一部改正について(文化課)

【委員長】 次に、協議事項4を議題といたします。青梅市文化財保存事業費補助金交付要綱の一部改正について、説明をお願いします。

【文化課長】 それでは、続きまして、青梅市文化財保存事業費補助金交付要綱の一部改正につきましてご説明を申し上げます。協議資料の4をご覧くださいと思います。

初めに1の改正の理由であります。補助金に関する定期的な見直しを行うための措置により本要綱は平成26年4月1日をもって効力を失うものとされております。本要綱につきましては、文化財に関する管理・修理等の保存事業に対し、補助金の交付申請や、交付決定、その他の補助金に対し必要な事項を定めるものでございます。本要綱の必要性を検討した結果、市内に所在する国指定文化財、都指定文化財、市指定文化財およそ200件余りの文化財を長く後世に伝えるために、本事業の継続は今後も有効であると判断し、実施期間の延長を行なうため本要綱の一部を改正しようとするものであります。併せてそのほかに、所要の規定の整備を行なおうとするものであります。

2の改正の内容であります。 (1) として、実施期間を3年間延長するため、失効期日を平成26年4月1日から平成29年4月1日に改めるものであります。(2) につきましては、恐れ入りますが次のページ、新旧対照表をご覧くださいと思います。表の右側が現行の6補助条件(12)補助金の返還イ市長は、第8号の規定により、補助金の交付すべき補助金の額が確定した場合においてすでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。この部分を削除いたします。また、補助金の様式第5号、これは、補助金の交付決定通知書でございますけれども、その中の3補助金の交付に関する規定の中で、補助金を概算払いするという現行の部分を補助金を確定払いするに改めるものであります。これは、補助額の確定後に補助金の支払いを実施しているという現在の文化財保存事業費補助金の交付実務に合

わせまして所要の規定の整備を行うものでございます。恐れ入りますが、前のページに戻っていただきまして、3の実施期日につきましては、平成26年4月1日から実施しようとするものであります。よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市文化財保存事業費補助金交付要綱の一部改正について、は承認されました。

5 組織改正等に伴う関係教育委員会規則等の整備について(総務課)

【委員長】 次に、協議事項5を議題といたします。組織改正等に伴う関係教育委員会規則等の整備について、説明をお願いします。

【総務課長】 それでは、協議事項5組織改正等に伴う関係教育委員会規則等の整備について、ご説明いたします。お手元の協議資料5をご覧くださいと存じます。

1の改正の理由であります。平成26年4月1日付けで実施される青梅市全体の組織改正に伴い、教育委員会規則等の整備を行おうとするものであります。この組織の改正につきましては、昨年の12月の定例市議会におきまして議決されております。

2の組織改正に伴う概要であります。教育委員会におきましては、大きな改正はありませんが、アにありますように総務課の名称が教育総務課に変更となるほか、イの中央図書館管理課に分館係が新設されます。また、市長部局におきましては、部の廃止や名称変更、課の分割や名称変更などかなり規模の大きな改正となります。教育委員会が所管する規則、規程、要綱の内、本分等の中に課の名称等を引用した部分が多数あり、今回の組織改正により影響のある規則、規程、要綱など20件について改正を行なおうとするものであります。1名おめくりいただき2枚目をごらんください。今回改正が必要な規則等の一覧を掲載させていただきました。また、3枚目以降につきましては、新旧対照表にてそれぞれの規則等について変更となる部分をお示ししております。新旧対照表は、左側が改正後の内容となっております。今回の改正は、組織改正に伴う課の名称等の変更を伴うものであり、規則等の定める内容に変更等はありません。また、改正の施行期日は平成26年4月1日としようとするものであります。よろしくご協議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。なお1点補足でございますが、ご承認いただけた場合、その後議案として審議いただくこととなりますが、市長部局と調整し、3月末の教育委員会定例会にて議案としてご審議いただきたいと思います。よろしくご協議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。説明は以上です。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【教育長】 1点補足いたしますと、今までは総務部庶務課だったのが、総務部総務課になるの

で、教育部総務課と区別させるため、総務課は市長部局、こちらは、教育総務課ということにさせてもらった状況です。

【委員長】 では、協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、組織改正等に伴う関係教育委員会規則等の整備について、は承認されました。

日程第5 議案審議

議案第36号 青梅市文化財保護審議会委員の委嘱について

【委員長】 次に議案審議を行います。議案第36号青梅市文化財保護審議会委員の委嘱について説明をお願いいたします。

【文化課長】 それでは議案第36号青梅市文化財保護審議会委員の委嘱につきましてご説明をさせていただきます。本議案は、青梅市文化財保護条例第41条の規定に基づき、別紙のとおり青梅市文化財保護審議会委員の委嘱をしようとするものであります。当審議会委員の任期は、青梅市文化財保護条例第42条の規定によりまして、2年間と定められております。現在の審議会委員は、平成26年3月31日をもって任期が満了となります。恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、文化財保護審議会委員の名簿をご覧くださいと思います。〇〇委員以下上から7名の方は、任期の満了に伴う再任の委員の皆様でございます。そこから下3名の方は、前任者の退任に伴う新任の委員の皆様でございます。任期につきましては、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの2年間でございます。もう1枚おめくりいただきまして、左側は現任の3月31日までの名簿。改正後の名簿との対照表となっております。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問ご意見などございますか。

【委員】 教えていただきたいんですが、委員のかたに、再任される方と退任される方といらっしゃるんですが、任期みたいなのがあるんですか。それから、分野についても、現在民俗学の〇〇先生が抜けられて、今度宗教史の〇〇先生が入られるということなんですけれども、分野について増減というのは、特に問題は無いということなのでしょうか。

【文化課長】 年数でございますけれども、附属機関の場合は、5期10年間というのが1つの目安となっております。しかしながら文化財の保護審議会のような専門性の高い先生方をお願いしなければならない場合は、若干長めになるというようなことが否めないということもございます。現に今回ご退任いただく委員さんは12年、16年、14年と10年を超過しておりますけれども、ここで3人の委員の方がご退任ということでございます。専門分野でございますけれども、ただいまご指摘のありましたとおり、できるだけ前任の委員さんの専門分野を踏襲できる

ようにするのが原則でございますけれども、民族の分野は後任の先生には無いわけですが、逆に宗教に関する分野の先生は、以前宗教の分野の委員さんがいらっしやったわけなんですけれども、その方をまた補完するような形で今回は宗教史の方をということで、多少、専門分野のばらつきがあるんですが、バランスを考えながらの選任が必要と考えております。

【委員】 資料の間違いが1つ。〇〇先生は、元小学校校長ですね。

【文化課長】 申し訳ございません。〇〇先生は、元中学校校長となっておりますけれども、元小学校校長でございます。訂正をお願いいたします。

【委員長】 10名という委員の人数は、市独自の人数枠ですか。

【文化課長】 青梅市の文化財保護条例の中で委員の人数を10人以内とすると定めております。

【委員長】 10名以上いるところもあるとすると、人数が多いと力を入れているなど漠然とした印象を持ちます。

【文化課長】 今ご指摘の10人以上ということですが、青梅市は文化財がとても多い市でもございますので、文化財保護条例の中では10人以内という規定にもとづいておりますけれども、今後そのようなご意見も参考にさせていただきたいと思っております。青梅市の場合、審議会委員とはまた別に文化財保護指導員という文化財の保護・啓蒙に当たっている方を10人選任しております。ですから、青梅のように文化財に関する団体を2つ持っているというところはなかなかありません。青梅では20人が一丸となって、文化財保護のために働いていらっしやるということで、市としても力を入れているというふうな自負しているところでございます。

【委員長】 力強いうれしいお答をいただきました。よろしいでしょうか。

それでは、これより採決いたします。

本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第36号青梅市文化財保護審議会委員の委嘱について、は原案どおり可決されました。

【委員長】 以上で、予定された案件についてはすべて終了いたしました。

その他何かありますか。

【施設課長】 記録的な大雪による第三中学校体育館の屋根崩落について、説明をさせていただきたくお時間をいただけたらと考えております。恐れ入りますが、本日は資料がございませんのでプロジェクターを使って説明し、その後総務課長から各学校の大雪対応状況について説明をさせていただきます。

青梅市立第三中学校屋内運動場屋根崩落につきまして説明をさせていただきます。崩落事故でございますが、日時が平成26年2月15日の午前9時15分頃でございます。この時間帯につきましては、青梅マラソンの準備のために集まっておりました第三中学校のブラスバンドの先生が、職員室に居てこの崩落の音を聞いたということで電話連絡によりまして崩落を確認できた

いうこととございます。概要を説明させていただきます。建築場所は、大門2丁目321番地。用途につきましては屋内運動場でございます。建物の大きさは、28.1メートルの38.9メートル。延べ床面積でございますが、1,167平方メートル。掛け算をいたしますとこの数字になりませんが、屋内運動場の入り口がございますので、面積から抜けておりますので掛け算の答えにはなりません。建築面積でございますが、1,210.68平方メートルでございます。この特徴でございますが、屋根勾配につきましては、10分の5、0.5分勾配。1分勾配より低い5パーセントの勾配ということで、非常に低いなだらかな勾配となっております。軒高でございますが、8.51メートル、最高高さ(屋根の頂上でございます)が10.83メートルでございます。切り妻屋根というのは、三角形の屋根でございます、勾配が非常に緩やかな屋根となっております。地上2階建てとなっておりますが、放送室がありますので2階建てということとございます。構造は鉄骨造、建築年は昭和42年、設計業者は赤松菅野建築設計事務所ということとございます。これは、屋内運動場の概要でございますが、こちら側に豊岡街道が入っております。こちら側が南側、こちらが東側となっておりますが、三小がありまして道路がありまして、ここに体育館があるという形でございます。こちらが北側ということになりまして28.1メートルの38.9メートルの大きさとなっております。この写真の舞台のここここには、柱がございますので、この部分はあまり崩れておりませんが、このところは真ん中によってアリーナ部分がずんと下に落ちたという形となっております。

6番の写真ですが、西側外壁破損の部分でございますが、⑥の方向から写真を撮ったものでございます。ここが玄関になりますが、玄関の扉が飛んでございます。そして柱がございますが真ん中に行くほど折れているのが非常に大きくなっています。ひさしが3メートルちょっと出ている体育館でございます。

7番の写真です。これは東側三小のとの通路側の道路から撮った写真でございます。こちら側が南側になります。こちら側も真ん中に行くほど柱が倒れているという形でございます。これは、耐震ブレスでございまして、耐震補強をした時の筋交いということで、これで横揺れと縦揺れに関するものを補強しているということです。

次8番。これは、南側から北側を撮った写真でございます。こちら側の舞台の方はあまり変化が無いんですが、中にいくほど変化が大きくなって、ここがくびれている。そして軒の辺りが落ちているという感じになりまして、鉄骨が見えているという写真です。

次9番は、南側豊岡街道から撮っております。ですから、舞台側からは何ら変わりはありませんが、一步三小側の道路に入ってくると、前の写真のように崩れている様子が間の当たりにされるといことです。

それでは1番の写真でございます。これはアリーナの中。ここが学校側と接続している入口となります。ここから入りまして、このギャラリーから撮影しておりまして、この壁が傾いております、天井が真ん中に向かって落ちているという2月15日の写真です。

次2の内部天井崩落中央の写真ですが、中から西側を見た写真で、ここが西側の壁、この外

に入口があるという写真です。天井が真ん中から落ちて、照明とこれが真ん中の鉄骨です。この床にあるのは、はっきりとは分かりませんが、雪と水だと思います。

3の写真は、北側の写真です。これは、この入口から右側を見た写真です。ここから天井を撮ったんですが、壁がやや内側に傾いているのがここです。これがバスケットのゴールで中に向かって落ちてきているという状況です。

これは、真ん中から入った写真です。ざっくりと両脇から落ちてきているという状況です。

次が日曜日16日の写真です。やや15日の土曜日より下に落ちてきているという事です。最初は2メートルぐらい空いていましたが、今は鉄骨が床についているという状況です。ギャラリーのところのネットも下がってきているという状況です。

次は、全体を屋上から見た写真です。これは、B棟屋上、西側からの光景でございますが、この入口が内側に傾いておりますので、あたかも手前のように見えますが、後ろ側からもざっくり落ちてきているという状況でございます。ここに耐震ブレスがありますが、切れております。

こちらは、北側から見たものです。これが、本当はまっすぐでなければいけないんですが、曲線を描いたように真ん中に寄っている。

次も16日の玄関の写真ですが、これも壁がかなり内側に曲がって破損している。こちらの柱につきましては、持ちあがっている。扉は飛んでしまったものをこちらに片づけております。

次は、16日に撮った写真ですが、玄関の入り口に行きまして、15日にはここだったものが、16日の日にここで、だいたいこの辺りで前の日より16センチ上がって40センチ程度あがっていると確認してきております。これは、入口の基礎です。この中に鉄筋が入っているんですが、これも全て切断されているという状況です。この中の除細動器は15日に係長がいち早く駆けつけていただきまして、片づけをしていただきました。この時、施設課の職員も徒歩で行きましたけれども、このような光景を見て、残念というか圧倒されたところです。

最後に今まで行いました応急対応につきまして、駆けつけ、確認いたしまして耐震補強をした業者に、安全策をという話をしましたが、15日には除雪の対応と資材置場に雪で行けないということでしたので、学校とも協力して、ここにすずらんテープで覆って中に入らないように柵を作って立ち入り禁止という表示を作りました。16日には、この除雪をして、ここに、下60センチぐらいが鉄板上が網になっている1メートル80センチぐらいのガードフェンスをここにしまして、近寄らないようにしました。ガードフェンスは、資材の関係で21日に持って来る。この部分につきましても21日に完了すると思われませんが、高さが1メートル80センチということで、学校からはまだ見えるということで、当面の策として立ち入り禁止区域を作ったという事です。17日には、給食車の搬入路を確保するという事で、青梅市道のここにある車止めを撤去いたしまして、除雪をして、中学校のパントリーも除雪もして小学校のパントリーに行けるようにいたしました。15日から今日までの緊急処置といたしましては、このように行っておりますが、この他に事務手続きといたしまして、厚生労働省や東京都も入りまして、災害の中でどのような事が起ったのかという調査のために、21日建築指導第3課、国土交通省の職員

併せて8名が学校に入る予定です。市の職員といたしましては、横断的な連携を取りまして24日の月曜日に建築関係の職員と確認に行く予定です。25日には、文部科学省の方1名と東京都義務教育課の方がお見えになる予定です。この方は、有識者会議の方で東大を卒業いたしまして東京工業大学の準教授をされている方です。それからもう1人東京大学の準教授で構造とか鉄骨、地震を専門にしている方が来られるということで調査が入ります。この調査で災害に対する判定度を出していただきまして、この結果を待ちまして今後の対策に望みたいと考えております。補助金につきましては、文部科学省の補助金がございますので、このような補助金、保険の活用を図っていきたいと考えております。

どうしてこのような事になったのかという専門的な内容につきましては、改めて説明させていただければと考えております。本日は以上です。

【総務課長】 今回の大雪に伴いまして小・中学校の休校等についてご報告いたします。2月17日月曜日は、小学校10校・中学校5校が休校といたしました。なお、給食は中止としたため、授業開始時間を繰り下げた学校についても午前授業のみとしております。

18日火曜日は、第六小、成木小、第七中が休校といたしました。

19日水曜日は、成木小と第七中が休校といたしました。

本日20日木曜日は、全校が開校しております。今回の大雪等に伴う小・中学校の休校等については以上でございます。

【会議時間の延長】

【委員長】 会議の途中ですが、会議時間は午後4時までとなっています。ここで時間延長をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、時間延長することに決定いたしました。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問ご意見などございますか。

【委員】 私が子どもだったら大騒ぎしただろうと思うのですが、三中隣の三小の6年生はわりと落ち着いた感じではあるようなんです。ただ、子どもたちが学校から帰ってきて「なんかちょっとずつ動いているよ」なんて言うので、壊れている状態がだんだんと倒れていくんだと思いますので対処をお願いします。それから、先ほど予算の話が出ましたが、立て直しの際には、迅速な対応とフォローのために近隣の施設を使わせていただく協力を得るということにも是非サポートをよろしく願いいたします。

【教育長】 建物については、国土交通省あるいは文部科学省の調査団が入ります。その調査報告が入り次第、資金計画を立てて、予備費を充ててもなるべく早く解体をしまして生徒の目に触れないような方向を出していきたいと思っております。またそれについては、市長によくお願いをし、

予備費の充当あるいは、新年度すぐに流用対応という形で6月補正をする対応を考えております。また、学校行事等については、隣にあります大門市民センター所長にもお願いをしております。また、近くに霞共益会館がありますので、野崎組合長にもお願いしまして入学式についてのお礼や今後の学校行事などに利用できるようにお願いしております。また、卒業式は総合体育館ということで、市の公共施設などについても提案していきたいと考えております。

【委員】 おそらく原因究明がされないと、いろいろと分からない事が多いと思うのですが、今回の屋根に雪が積もってというのは、耐震補強とは全く違う力のかかり方だったのか、本当に地震の揺れでもったのかということも不安を感じる場所もあって、そういう意味で本当に人がいなくて良かったと思うんですが、他の学校の体育館では似たような構造というんですかね、付加がかかっているんじゃないのかな。何かの拍子に影響を受けると怖いと思うんです。そこで点検の計画はいかがですか。

【施設課長】 学校の屋根ですけれども、三中と同じ形、構造の屋根の学校はございません。これは、特殊な構造でございまして、先ほども説明いたしました通り、0.5分勾配という非常に緩やかな勾配となっております。陸屋根の体育館の上にプールがのっている場合には、加重をかなり計算しております。しかし、事故がおこった月曜日は、学校長に対して体育館の中の確認、積雪の状況というのを確認いたしまして、積雪はかなりあるんですが、異常があるという報告は受けておりません。この第三中学校につきましては、昭和43年に作られ46年経過しておりますが、今現在の東京都の積雪荷重というのは把握しておりませんが、当時では、30センチの対応という事でした。設計事務所等によりますと、青梅は、プラス5～10センチということです。積雪量は大門では図っておりませんが、市庁舎ですと63～64センチ。これに加えて雨の量が加算されてきますので、専門的な計算はここでは分かりませんが、この屋根にかかった全ての荷重が、当初の設計では77.9トン、これに対しまして166トンの荷重がかかったということでございますので、かなり重い荷重がなだらかな勾配にかかって崩落が起きたということではないのかなと想定はしておりますが、専門的な見地からまた検査をしていただいた後ご報告をさせていただきます。

他の学校の専門的な検査は、今のところ考えておりませんが、構造計算等を確認するということにはなってくると思います。屋根の形状、加重等は、市の建築担当でもわかりますので、その程度の確認はできますが、それ以外の専門的な事になりますと、専門業者に発注してということになります。しかし、このような勾配の緩い学校は1校だけですので、このような事は起らないだろうと考えております。

【委員】 今伺っていると、設計よりもすごい荷重がかかったということで、他の所もその荷重には耐えられることになっているのかもしれないけれど、今回荷重がかかったという事実があるんじゃないのかと思うんですね。それがちょっと心配で、その付加によって、どこかにきしみが入ったとか、そのために違う時に何か影響を受けたりしないだろうかと心配したんで、何かはつきりしていただけると安心だなと思ったんです。

【施設課長】 いずれにいたしましても、明日、東京都と国土交通省の調査が入りまして、構造計算等この学校を確認いたします。また、25日に文部科学省でも入ります。その検査を通じまして、東京都では青梅市だけということもございます。構造計算につきましては、確認申請をとって許可されておりますので、安全な建物であるということです。ただし、こういう事があったということで、特異的な事例ということであるならば、国土交通省または文部科学省からの通知で、青梅市に対してもその他の地域全体にも広がってくるのではないのかなと考えております。そのような通知を待つということが1つ。出来る限りでの内部調査は、今後進めさせていただきたいと考えております。

【教育長】 ここで国土交通省や文部科学省の方がいらっしゃいます。第三中学校の隣にある第三小学校の体育館は、きちっと残っておりますので、時間があれば専門家の方に、どういう違いでこちらは大丈夫でこちらはこうなったのかということも伺って、市内の体育館の安全対策として、構造計算の他に目視点検を行っていきたいと考えております。

【委員長】 ではよろしいでしょうか。以上で案件についてはすべて終了いたしました。

日程第6 委員長閉議および閉会宣言

【委員長】 以上で本日の日程は終了しましたので、閉会といたします。お疲れさまでした。

青梅市教育委員会会議規則第29条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会委員長

青梅市教育委員会委員